

鈴鹿市告示第 88 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により，特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

本市の区域のうち，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域